

よくあるお問い合わせ（Q & A）

★受付全般について

Q：受付期間はいつですか。

A：市内と市外の所在区分に分けて受付を行います。

受付期間	市内業者	令和8年12月1日(火)～令和8年12月15日(火)
	市外業者	令和9年1月12日(火)～令和9年1月29日(金)

※市内業者は、委任先（営業所等）が島田市内にある場合を含む。

Q：提出方法を教えてください。

A：郵送又は持参により提出してください。持参された場合も、その場で審査は実施しません。申請書類の受取のみとなります。

Q：有効期間を教えてください。

A：令和9年4月1日から令和11年3月31日までです。

Q：今回の集中受付終了後、随時受付は可能ですか。

A：集中受付期間を過ぎた申請（郵送の場合は受付期限を過ぎた消印の申請）については、令和9年4月1日以降の随時受付となります。受付順に登録します。登録完了までに最大2週間程度かかります。

なお、この随時受付の場合の有効期間は、登録日（書類の受付審査後の登録処理完了日）から令和11年3月31日までとなります。

Q：申請後、登録内容に変更が生じましたがどうすればいいでしょうか。

A：変更が生じた後、速やかに入札参加資格申請記載事項変更届を郵送又は持参により提出してください。

Q：複数の委任先の登録は可能ですか。

A：できません。

Q：電子申請はできますか。

A：できません。紙媒体により郵送又は持参にて提出してください。

★添付書類について

Q：チェック表は提出しますか。

A：審査の際に使用するため、提出前にチェックを入れ、申請書類と一緒に提出してください。

Q：納税証明書はいつの年度のものを用意すればいいですか。

A：最新の年度のものを用意してください。

Q：未納がありますが申請できますか。

A：未納の場合、受理できません。納税証明書発行のタイミングによって、納付が確認できず未納が出る場合がありますが、原則未納がないものを提出してください。

Q：納税した際の領収書でも納税証明書の代わりになりますか。

A：領収書では納税証明書の代わりにはなりません。納税証明書を提出してください。

Q：会社の独自様式を使用して申請できますか。

A：指示があるものについては、島田市の様式を使用してください。

なお、申請書類チェックシートに「※様式の内容を満たしていれば、他様式可」と記載がある書類は会社の独自様式を使用できます。

Q：工事経歴書や実績調書に企業秘密事項があります。

A：記載可能な範囲で作成をお願いします。（会社の独自様式を使用できます。）

★工事について

Q：受付後、経営事項審査を更新しました。

A：結果通知書の写しをすみやかに郵便又はメールにより提出してください。

※ファクシミリによる提出は、文字が鮮明に読み取れない場合がありますので、御遠慮ください。

Q：経営事項審査を更新していません。

A：工事での入札参加資格申請はできません。申請後に経審を取り止めた場合は、速やかにその旨をご連絡ください。

なお、物品等入札参加資格申請の「小規模工事」（※）であれば経審がなくとも申請できます。（※「申請区分分類表（役務）」の業種コード：4030）

★工事・委託について -----

Q：個人業者ですが、法人番号は空欄でよいですか。

A：空欄でよいです。

Q：システム利用届は必要ですか。

A：新規で島田市に申請する場合は必要です。過去に申請済みであれば不要です。工事・工事関連委託の入札は電子入札での執行になりますので、ＩＣカードの準備等も併せて行ってください。

★物品等について -----

Q：工事に関係しない業務委託（役務）を希望します。どの区分で申請したらいいでしょうか。

A：「物品購入等入札参加資格申請」にて申請してください。島田市では、この「物品購入等入札参加資格申請」に「役務」が含まれます。

Q：経営事項審査を受けていませんが、小規模工事の登録を希望したいです。どの区分で申請したらいいでしょうか。

A：「物品購入等入札参加資格申請」の「役務」の中に「小規模工事」（業種コード：4030）が用意されています。

Q：申請区分分類表に、自社の事業に近い業種コードがありません。「希望業種調書」にはどのように記入したらいいでしょうか。

A：「申請区分分類表」の中で一番近い業種コードの「その他」（品名コード：9900）を「希望業種調書」の品名コードの欄に記入してください。業種にも近いものがない場合は「その他（業務委託の業種）品名コード：4099」を選択し、枠外の余白に具体的な取扱い業種等を記入してください。